

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

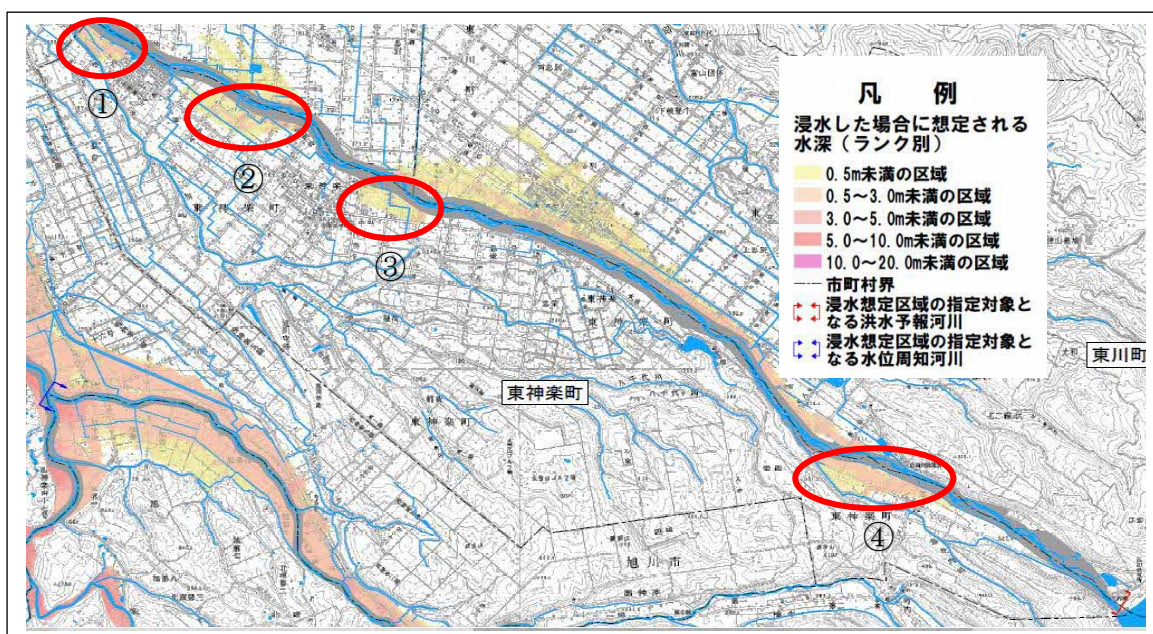
1 現状

(1) 地域の災害リスク

洪水

(洪水：北海道開発局：洪水浸水想定区域図)

東神楽町には一級河川忠別川が流れており、忠別川が氾濫した場合の浸水想定区域は、北海道開発局：洪水浸水想定区域図によると、道道東川・東神楽・旭川線沿線の中心市街地は浸水想定区域に含まれていないものの、ひじり野地区の主に住宅地となっている一部と農耕地の東聖7号～10号、東神楽14・15号、および志比内地区が0.5～3.0mの浸水域とされています。



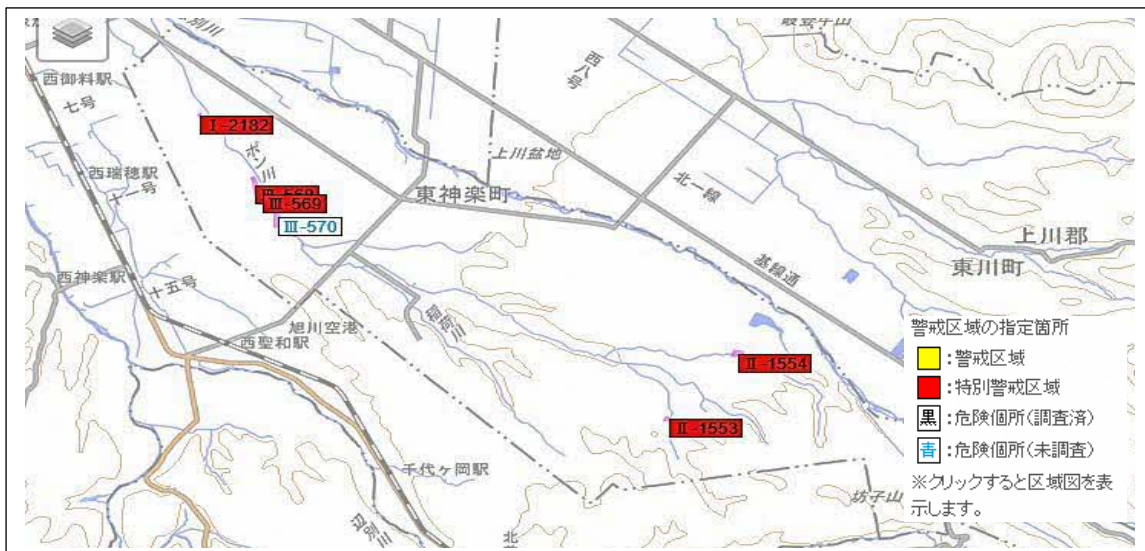
(出典：北海道開発局：洪水浸水想定区域図)

	地区名	想定される浸水深	小規模事業者数
①	ひじり野上地区	0.5～3.0m未満	8
②	東聖7号～10号	0.5～3.0m未満	1
③	東神楽14号～16号	0.5～3.0m未満	2
④	志比内地区	0.5～3.0m未満	2

土砂災害

(土砂災害：北海道土砂災北海道土砂災害警戒情報システム)

東神楽町の5号南、9線南、東2線7号、4線北、6線北と東神楽町の高台側が、土石流および急傾斜地の崩壊による土砂災害特別警戒区域に指定され、また東2線10号は危険箇所とされていますが、農業従事者が多い区域で、小規模事業者はほとんどいない区域です。しかしながら危険の周知、警戒避難体制の整備対策が必要とされています。



(出典：北海道士砂災害警戒情報システム)

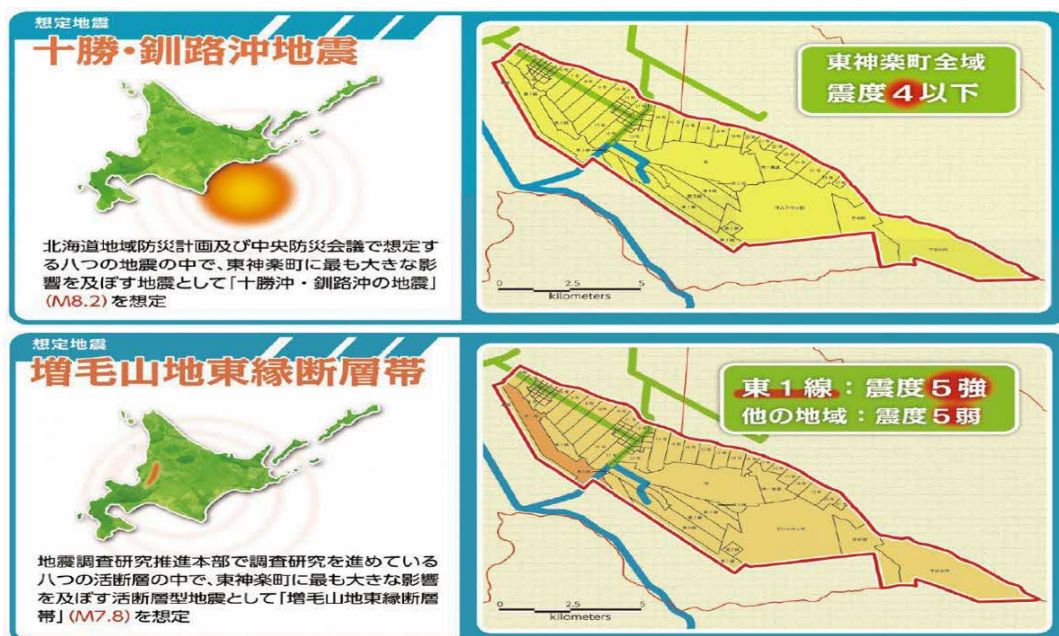
地震

(地震：地震調査研究推進本部・J-SHIS)

東神楽町ハザードマップ・地震調査研究推進本部によると、東神楽町に影響を及ぼす可能性のある地震は、3個の断層帯による地震と海溝型地震が想定されております。そのうち影響が大きいと考えられるのは「増毛山地東縁断層帯」と「十勝・釧路沖」の2つで、震度7.8（増毛山地東縁）当町で震度5 発生確率は0.6%以下、震度8.2（十勝・釧路沖）当町で震度4以下 発生確率50%以上の地震が想定されております。

地震ハザードステーションの防災地図によると、今後30年以内に震度6弱以上の揺れに見舞われる地震の発生確立が3%以下となっておりますが、2013年の十勝沖地震では震度2の地震が2回、2018年の胆振東部地震では震度3の地震が1回発生しているなど、定期的に地震が発生しているため、警戒が必要であります。

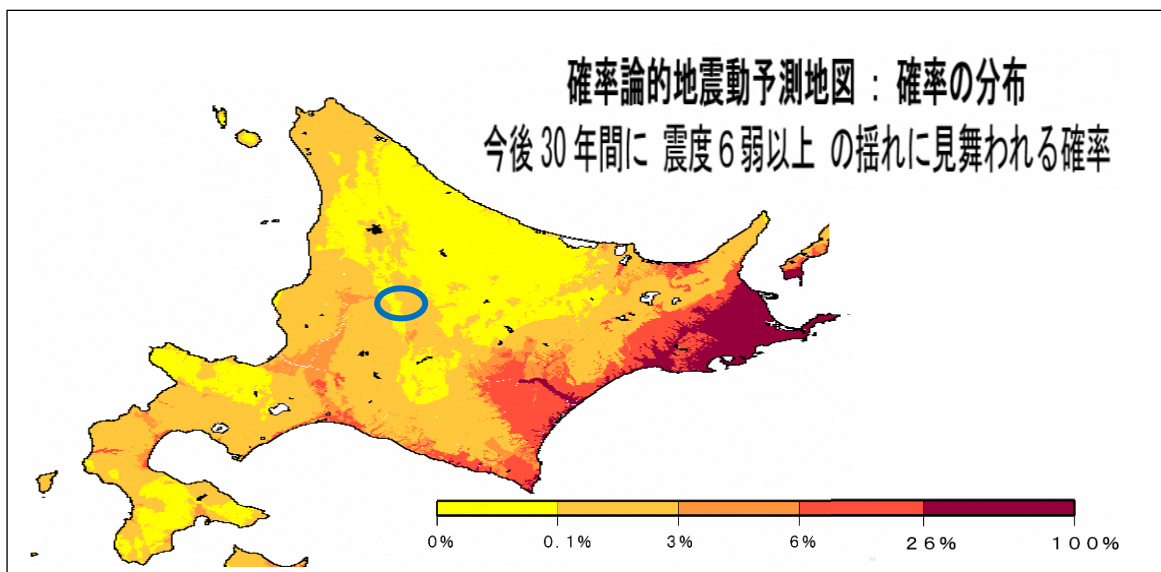
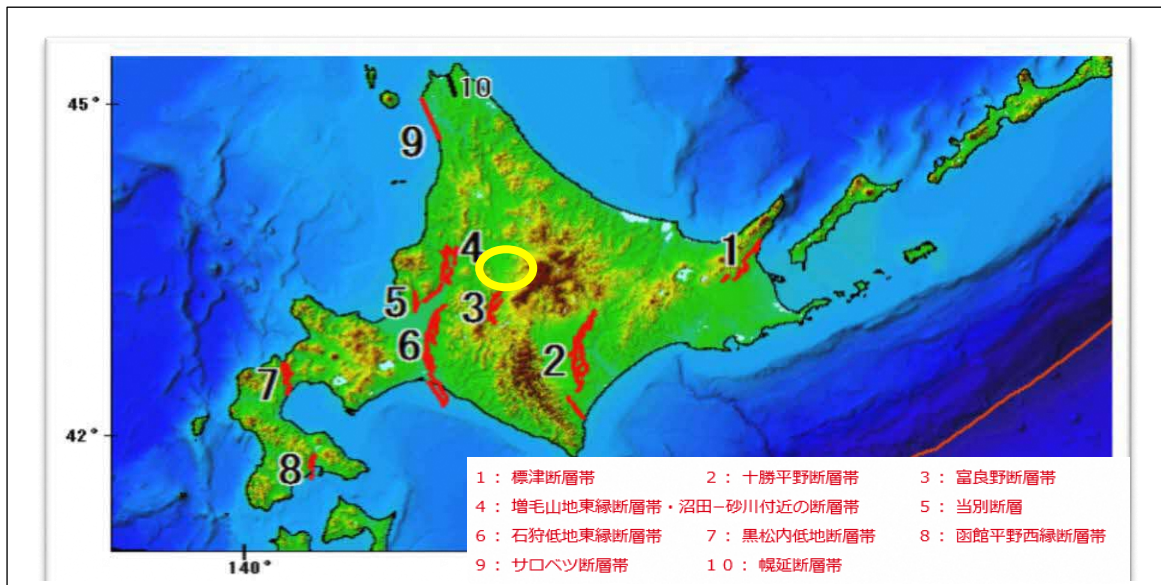
また、胆振東部地震の影響でブラックアウトが発生し、町内でも電力が復旧するまで商品の廃棄や物流が途絶えた影響などにより、売上が減少した経緯があります。



(出典：東神楽町ハザードマップ)

地震		マグニチュード	地震発生確率 (30年以内)
海溝型地震			
十勝沖		8.0～8.6程度	9%
十勝沖から択捉島沖の海溝寄りのプレート間地震（津波地震等）		8.0程度	50%
内陸の活断層で発生する地震			
十勝平野断層帯	主部	8.2程度	0.1%～0.2%
富良野断層帯	西部	7.2程度	0%～0.03%
増毛山地東縁断層帯・沼田-砂川付近の断層帯		7.8程度	0.6%以下
		7.5程度	不明

(出典：地震調査研究推進本部)



(上図 出典：地震調査研究推進本部)

(下図 出典：地震ハザードステーション)

(その他)

当町では、これまでも暴風雨による数々の水害に見舞われてきた。特に平成28年の台風9号において水害が多大な被害を及ぼした。この台風により、床下浸水が4棟、土木被害が19か所にのぼり、農業においても農地12.3ヘクタールが冠水し莫大となった。

なお、当町の気候環境は比較的内陸性を示し、最高気温は真夏でも25℃前後、最低気温は2月上旬頃の厳寒期でマイナス15℃と、年間を通してしのぎやすいのが特徴です。

《過去における主な災害記録》

年月日	種別	災害発生概要	建物被害(棟)	農業被害(ha)	土木被害(ヶ所)	その他の被害	被害総額
H28. 8. 20	水害	台風9号による豪雨	床下浸水4棟	田 10.3h 畑 2.0h	道路 33 河川 6	—	8,921万円
H30. 7. 3	水害	豪雨	—	田 28.2h 畑 1.7h	道路 20 河川 11	—	3,746万円

(出典：東神楽町産業振興課・建設水道課)

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者等数 206人(独自データ)
- ・小規模事業者数 186人(H26 経済センサス)

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考
商工業者	建設業	49	36	町内に広く分散
	製造業	22	15	〃
	卸売業	7	5	〃
	小売業	26	26	市街地に集中
	飲食業	23	18	〃
	サービス業・その他	79	86	町内に広く分散

(3) これまでの取組

1) 当町の取組

項目	年月	備考
東神楽防災会議条例	S37.10	
東神楽町地域防災計画	H27.11	
防災訓練の実施	H29.11	東神楽町DIG訓練セミナー(※1)
	R30.11	備えについて学ぶ防災ワークショップ
防災備品の備蓄		備蓄食料(600食) 防災ラーメン・ビーフカレー・中華丼など

(出典：東神楽町総務課)

(※1)：DIGとは、地図や図面を囲みながら、参加者全員で災害リスクをイメージし、(見える化)予防策や対応策を考える(改善する)参加型図上演習のことで、下記の3つの単語の頭文字をとってDIG(ディグ)と名付けられました。

- ・災害(D i s a s t e r)
- ・想像力(I m a g i n a t i o n)
- ・ゲーム=ワークショップ(G a m e)の略

2) 当商工会の取組

項目	年月	備考
リスクマネジメント資料配布	H31.4	チラシ配布 200部
事業継続計画について周知	H31.4	隔月の月初文書配布
災害復旧貸付制度の周知	H31.4	隔月の月初文書配布（日本政策金融公庫資金）
損害保険への加入促進	R1.10	チラシ配布 200部
防災対策について対応	R1.12	防災備品確認・備蓄、重要データの保存方法の確認

2 課題

- ・緊急時の取組についての定めが漠然としており、協力体制の重要性について具体的な体制やマニュアルが整備されていない。
- ・実施推進体制の構築及び責任者の強いリーダーシップの下での推進が必要となるが、ノウハウをもった人員が十分にいない。
- ・支援計画の考え方や内容が職員間で浸透するための訓練や教育が行われていない。

3 目標

- ・地域内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事業継続力強化計画策定の必要性を周知します。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当商工会と当町との間における被害情報報告ルートを構築します。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築します。
- ・成果目標

業種	商工業者数 (独自データ)	小規模事業者数 (経済センサス)	策定目標（事業継続力強化計画）				
			R2	R3	R4	R5	R6
建設業	49	36	1	3	3	3	3
製造業	22	15	1	2	2	2	2
卸売業	7	5	1	1	1	1	1
小売業	26	26	2	2	2	2	2
飲食業	23	18	2	2	2	2	2
サービス業・その他	79	86	3	3	3	3	3
合計	206	186	10	13	13	13	13

※策定目標については、商工会における人員体制を考慮したうえで、浸水地域並びに土砂災害警戒区域を優先。上記目標は3期（15年間）で地域の小規模事業者全てが事業継続力強化計画を策定できるように設定しました。

・実施目標

項目	目的	目標	
事前対策の必要性を周知	地区内小規模事業者に対し計画策定の重要性を認識させる	セミナー開催	年1回
計画策定の支援に向けた内部協議	事業継続力強化計画策定希望事業者へ円滑に支援するため職員間の連携と意思疎通を図る	職員会議及び勉強会の開催	年1回
保険・共済普及に向けた体制づくり	保険・共済に対する助言・加入手続きを行うための職員の育成と連携を図る	職員会議及び勉強会の開催	年1回
連携体制の推進	組織内や関係機関との体制構築	連携会議開催	年1回

4 その他

- 経営発達支援計画評価委員会に合わせて事業継続力強化支援計画評価委員会を年1回開催し、状況や環境の変化による計画の見直しを行います。
- 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに北海道経済部中小企業課へ報告します。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

5 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和2年4月1日～令和7年3月31日）

6 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当商工会と当町の役割分担及び体制を整理し、連携して以下の事業を実施します。

東神楽町	東神楽町商工会
防災関連の情報提供	セミナー・個別相談会の開催事業
事業継続力強化計画策定に係る 助言・指導	継続力強化計画策定支援・ フォローアップ
災害リスクの周知	
関係団体との連携	
防災訓練の実施	
応急対策時の対策及び復旧支援	

(1) 事前の対策

- ・事業継続力強化支援計画を商工会と行政が共有することにより、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにします。
- ・日常的に災害の発生に備える意識を高め、自ら防災対策を実施します。

ア. 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導及び窓口相談業務の際、過去における災害記録やハザードマップ等を用いながら、事業所の現状と災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策の重要性について説明を行います。
- ・商工会が発行する会報やホームページ、各会合等において本計画を公表するほか、「事業継続力強化計画」の重要性や、策定した際の支援措置などの紹介を行います。
- ・事業継続力強化の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーを実施します。

イ. 商工会自身の事業継続計画の作成します。

- ・当商工会は、令和3年4月までに事業継続計画を策定予定です。

ウ. 関係団体等との連携

- ・提携先の東京海上日動火災保険株式会社・あいおいニッセイ同和損保株式会社に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや保険内容の紹介等を実施します。
- ・関係機関への普及啓発ポスターの掲示、セミナー等の共催依頼を行います。

エ. フォローアップ

- ・小規模事業者の事業継続力強化計画等の取組状況の確認（年1回実施）

業種	商工業者数 (独自データ)	小規模事業者数 (経済センサス)	策定目標（事業継続力強化計画）				
			R2	R3	R4	R5	R6
建設業	49	36	1	3	3	3	3
製造業	22	15	1	2	2	2	2
卸売業	7	5	1	1	1	1	1
小売業	26	26	2	2	2	2	2
飲食業	23	18	2	2	2	2	2
サービス業・その他	79	86	3	3	3	3	3
合計	206	186	10	13	13	13	13

業 種	商工業者数 (独自データ)	小規模事業者数 (経済センサス)	フォローアップ (事業継続力強化計画)				
			R2	R3	R4	R5	R6
建設業	49	36	1	3	3	3	3
製造業	22	15	1	2	2	2	2
卸売業	7	5	1	1	1	1	1
小売業	26	26	2	2	2	2	2
飲食業	23	18	2	2	2	2	2
サービス業・その他	79	86	3	3	3	3	3
合計	206	186	10	13	13	13	13

- ・事業継続力強化支援計画評価委員会において、状況確認や改善点等について年1回協議し、本計画に記載した事業の実施状況及び評価検証を行います。また、評価結果はホームページへ掲載することで地域の小規模事業者等が常に閲覧可能な状態とします。

オ. 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害(震度6弱の地震)が発生したと仮定し、当町地域防災計画を基に連絡ルート等の確認を行います。

実施時期	商工会館防災訓練と合わせて年1回実施
訓練内容	発災後の連絡手段等の確認 発災後の指示命令系統・連絡体制の確認
訓練連携先	東神楽町総務課

カ. 発災時における被害報告基準について

- ・被害認定基準及び被害額(合計、建物、設備、商品等)の算定方法については、あらかじめ当町総務課と協議し、策定します。

(2) 発災後の対策

- ・自然災害等による発災時には、自身の安全確保、人命救助を第一とする。そのうえで、次の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関と連携した行動に繋がります。

ア. 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後3時間以内に携帯電話等を活用して職員とその家族の安否確認を行います。
連絡方法の優先順位 ①電話 ②メール(ショートメール・Eメール等) ③SNS(LINE・メッセージ)
- ・安否確認後、近隣の大まかな被害状況、業務従事の可否についてSNSのグループ機能等を活用し、情報の共有を行います。

イ. 応急対策の方針決定

- ・東神楽町災害対策本部の方針に従い、当町産業観光課と連携をとり実施に向けた役割分担・スケジュールの作成を行う。また、職員自身の目視で命の危険を感じる自然災害等の状況の場合は出勤せず、自身の安全を確保し、安全確保がされた後に出勤します。
- ・配備体制及び被害規模の目安は下記を想定します。

種別	配備の時期	配備要員
出動	<ul style="list-style-type: none"> ・広域にわたる災害の発生が予想される場合、若しくは被害が甚大であると予想される場合 ・町内に震度6弱以上の地震が発生したとき ・予想されない重大な災害が発生したとき ・気象特別警報が発表されたとき 	全職員
警戒	<ul style="list-style-type: none"> ・局地的な災害の発生が予想される時又は災害が発生したとき ・町内に震度5弱又は5強の地震が発生したとき 	事務局長 経営指導員
準備	<ul style="list-style-type: none"> ・気象業務法に基づく気象に関する防災気象情報が発令され、災害の発生が予想される時 ・町内に震度4の地震が発生したとき 	事務局長 経営指導員

・本計画により、当商工会と当町は、被害状況等を下記により共有します。

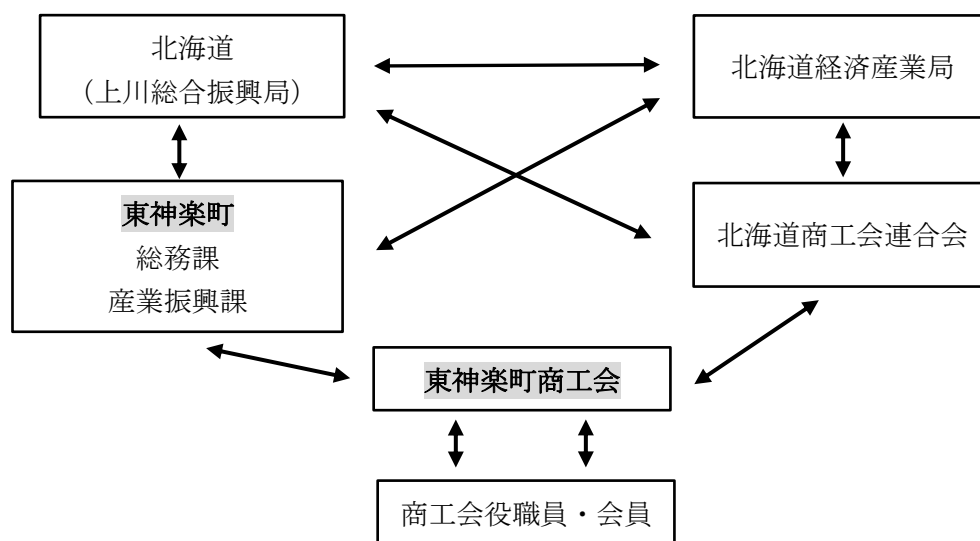
発災後～1週間	1日に3回共有する
1週間～2週間	1日に2回共有する
2週間～4週間	1日に1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

(3) 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・自然災害等発生時に、被害を最小限に防止するため迅速かつ強力な指示命令系統・連絡体制を構築します。
- ・二次災害発生の恐れのある個所に対して、情報を共有し報告体制を整備することで発生防止措置に繋がります。
- ・当商工会は原則、被害状況確認報告書にて、メールまたはFAX等により情報共有又は報告を行います。
- ・被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定については、あらかじめ町と定めた方法により確認します。
- ・当商工会と当町が共有した情報について、道の災害情報報告取扱要領に基づき指定する方法にて、上川総合振興局及び北海道商工会連合会に報告します。
- ・被害状況確認報告書様式

事業所名	住所	業種	被害額	被害状況（建物・機械設備・商品など詳細に記載）
1				
2				
3				

・災害情報等報告取扱要領の報告方法



(4) 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・地域内小規模事業者等の被害状況について、あらかじめ町と定めた方法で確認します。
- ・相談窓口の開設について当町と相談し、安全性が確認された場所に設置します。
- ・被災事業者を対象にした補助制度等の施策について、地域内小規模事業者等へ周知します
- ・損害保険、各種給付金や補助制度等の申請手続きの支援を行います。

(5) 地域内小規模事業者に対する復興支援

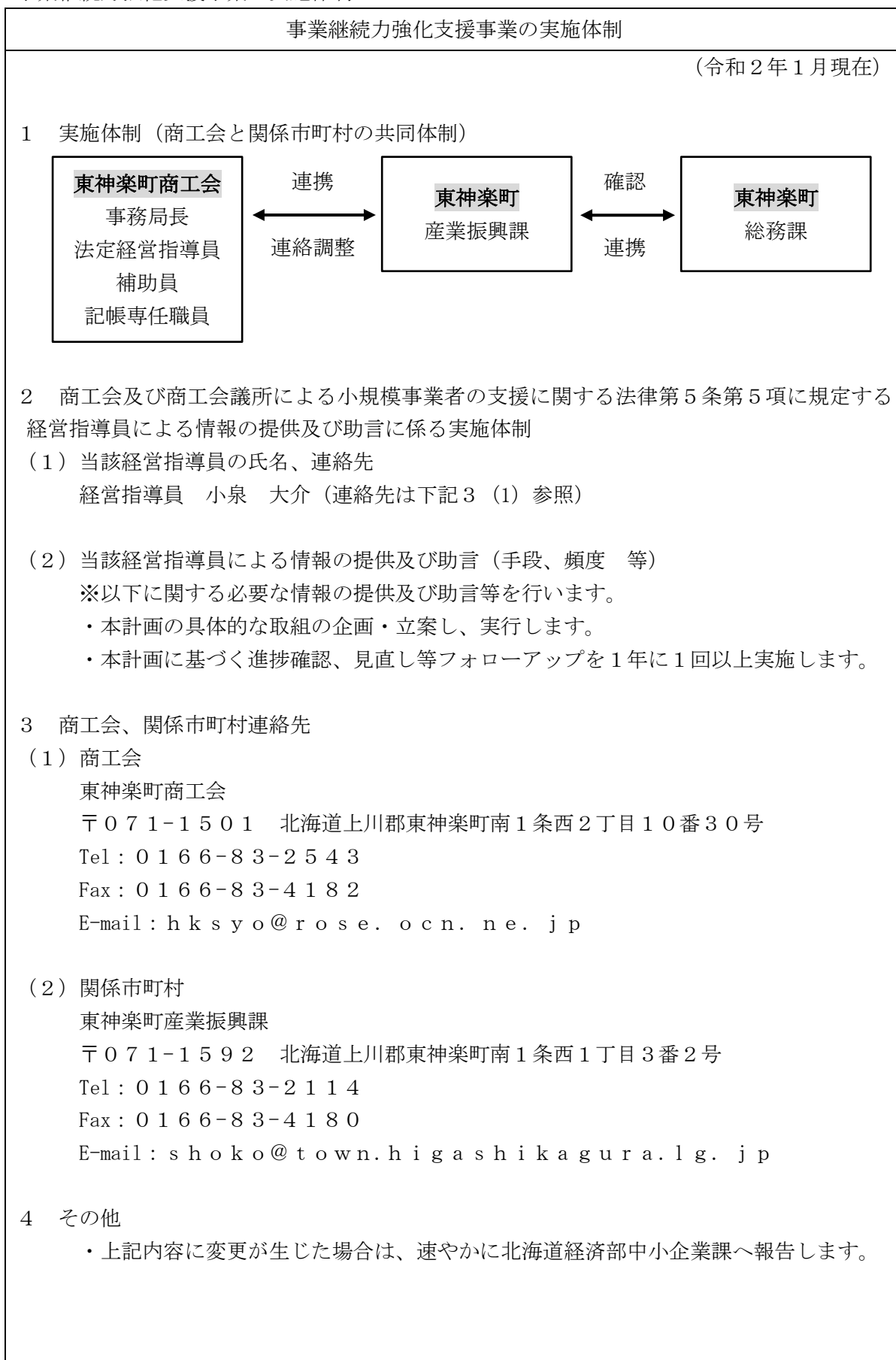
- ・東神楽町の方針に従って復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を実施します。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を北海道や北海道商工会連合会に相談します。

(6) その他

- ・本計画は、東神楽町・東神楽町商工会のホームページ及び広報誌や各会合等において公表し、支援小規模事業者に対する防災・減災対策についての周知を広く行うこととします。
- ・本計画内容に変更が生じた場合は、速やかに北海道経済部中小企業課へ報告します。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要な資金の額	190	220	220	220	220
・ 専門家派遣費	120	150	150	150	150
・ セミナー開催費	40	40	40	40	40
・ パンプ、チラシ作成費	30	30	30	30	30

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、補助金、事業収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。